

令和7年5月16日
(金曜日)

令和7年 第3回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度幌延町一般会計補正予算(第7号))
 - 7 議案第1号 工事請負契約の締結について
(上幌延地区増設配水池建設工事)
 - 8 議案第2号 工事請負契約の締結について
(問寒別浄水場導水管布設工事)
 - 9 議案第3号 工事請負契約の締結について
(大礼橋橋梁補修工事)
 - 10 議案第4号 工事請負契約の締結について
(問寒橋橋梁補修工事)
 - 11 議案第5号 工事請負契約の締結について
(北新橋橋梁補修工事)
 - 12 議案第6号 工事請負契約の締結について
(公営住宅宮園団地2号棟改修工事)
- 閉会宣告

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 7	議 案 第 1 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	” 8	議 案 第 2 号
” 2		会 期 の 決 定	” 9	議 案 第 3 号
” 3		諸 般 の 報 告	” 10	議 案 第 4 号
” 4		承 認 第 1 号	” 11	議 案 第 5 号
” 5		承 認 第 2 号	” 12	議 案 第 6 号
” 6		承 認 第 3 号		閉 会 宣 言

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
代表監査委員	成田 義弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	伊 藤 一 男

総務企画課長	早 坂 敦
総務企画課参事	山 本 基 継
住民生活課長	伊 藤 崇
住民生活課地域対策担当課長	山 下 智 昭
保健福祉課長	島 田 幸 司
産業建設課長	角 山 隆 一
教 育 次 長	古 草 勝
国民健康保険診療所事務長	村 上 貴 紀
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
産業建設課長補佐	若 杉 忍

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
産業建設課管理係長	植 村 瞭 平
住民生活課税務住民係長	喜 多 優 樹

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
書 記 係 長	藤 田 秀 紀

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年、第3回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、5番 植村敦君、6番 無量谷隆君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月16日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議会閉会中に、まちづくり常任委員会の高橋秀明副委員長から副委員長辞任願いが提出されております。これを受け、4月18日にまちづくり常任委員会が開会され、副委員長の辞任を許可し、ただちに副委員長の互選が行われ、同日付をもって新たな副委員長に齋賀弘孝君が互選されたとの報告がありましたので、その旨、報告いたします。

その他、議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

生活住民課長 伊藤 崇 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明いたしますので、議案と併せて御覧願います。

第2条各項の改正につきましては、課税限度額を引き上げる改正で、医療費分である基礎課税限度額65万円を66万円に、後期高齢者支援金等課税限度額24万円を26万円に改正するものです。

第13条の改正は、第2条の課税限度額の改正との関連から、その引用する額を改め、同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額29万5千円を30万5千円に引き上げ、同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額54万5千円を56万円に引き上げる改正です。

次に附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。第2項は、改正後の条例を適用する年度について規定しております。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第2号について、提案理由の説明を求めます。

生活住民課長 伊 藤 崇 君

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、幌延町税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

第18条の改正は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正であり、第18条の3の改正は、第18条の改正に伴う規定の整備です。

第34条の2の改正は、個人住民税所得割の計算において、総所得金額等から控除するものとして新たに特定親族特別控除を創設する改正です。特定親族特別控除は、特定扶養控除における対象年齢である19歳以上23歳未満の同一生計の親族で、扶養控除の所得要件

を満たさない場合に45万円の控除額が所得に応じて段階的に逡減・消失する仕組みとなっております。

第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3の改正は、特定親族特別控除の創設に伴う個人住民税に係る規定の改正です。

4ページを御覧ください。

第82条の改正は、軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直しに伴う改正です。

総排気量125cc以下で最高出力を50cc相当以下である4キロワット以下に制御したバイクに係る税率は、50cc原付と同額である2千円となります。

第89条の改正は、二輪車の車両区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項の改正です。

5ページを御覧ください。

第90条の改正は、軽自動車税種別割の減免申請時に提示義務のある運転免許証について、いわゆるマイナ免許証を追加する改正です。

7ページを御覧ください。

附則第16条の2の2の改正は、加熱式たばこの課税方式を段階的に見直すための改正です。

加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法は、従来、加熱式たばこ1箱あたりの重量及び小売定価を用いて算出する方式でしたが、令和8年4月より重量のみを用いて算出する方式にシフトしていくこととなります。

8ページを御覧ください。

この条例の附則であります。第1条は施行期日に関する規定で、第2条から第6条までは経過措置について規定しております。

以上、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度幌延町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の補正予算については、地方交付税の特別交付税が予算額を大きく上回り交付されたこと、また、地方譲与税や各交付金、国庫補助金等の確定などにより、多額の決算剰余金が見込まれることから、令和7年3月31日付で専決処分をいたしました。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億7,400万5千円にしております。

第2項第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。

2 ページをお開きください。

初めに歳入ですが、2款、地方譲与税331万8千円の増、7款、地方消費税交付金236万4千円の増、8款、環境性能割交付金252万8千円の増、10款、地方交付税、5,195万4千円の増、14款、国庫支出金1,880万円の増、18款、繰入金8,084万4千円の減などで、歳入合計49万円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款、総務費35万2千円の増、6款、農林水産業費32万2千円の減、7款、商工費4万円の減、10款、教育費50万円の増で、歳出合計49万円の増額補正です。

第2条、繰越明許費の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正については、衛生費の出産子育て応援事業に関して、健康管理システムの改修が年度内に完了することが見込まれないことから、令和7年度に繰越して使用できる経費として、4款1項、保健衛生費の出産・子育て応援事業121万6千円を新たに追加する補正です。

第3条、債務負担行為の補正ですが、6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正については、新型コロナウイルス対策資金融資の借入金に係る利子補給で、令和6年度商工業経営支援資金利子補給、期間は令和7年度で、限度額は3万4千円です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の内容について説明いたします。

初めに歳出ですが、16ページをお開きください。

2款1項12目、諸費では、各基金における利子の確定に伴い、基金に積み立てる額が確定したことから、基金管理事業35万2千円の増です。

18ページをお開きください。

6款2項1目、林業振興費では、歳入における森林環境譲与税の確定に伴い、林業振興管理費の基金積立金32万3千円の減です。10款1項3目、教育振興費では、見合いの指定寄附金があったことに伴い、教育振興費、奨学資金基金49万9千円の増です。

次に歳入ですが、10ページをお開きください。

2款から8款までは、いずれも交付額が確定したことによる補正で、2款1項1目、地方揮発湯譲与税は136万8千円の増、同じく、2項1目、自動車重量譲与税は227万5千

円の増、3項1目、森林環境譲与税は32万5千円の減、5款1項1目、株式等譲渡所得割交付金は151万1千円の増、7款1項1目、地方消費税交付金は236万4千円の増、8款1項1目、環境性能割交付金は252万8千円の増です。

12ページをお開きください。

10款1項1目、地方交付税では、特別交付税の確定により5,195万4千円の増です。令和6年度の特別交付税の総額は3億1,195万4千円で、前年度対比207万1千円、0.7%の増となりました。

14款2項4目、土木費国庫補助金では、大雪の影響による除雪対策費として、社会資本整備総合交付金180万円の増及び臨時道路除雪事業費1,700万円の新規計上です。

16款1項2目、利子及び配当金では、各基金における利子の確定に伴い、総額で36万円の増です。

17款1項6目、教育費寄附金では、奨学資金指定寄附金の採納したことから、奨学資金指定寄附金49万9千円の増です。

14ページをお開きください。

18款1項1目、財政調整基金繰入金では、これまで説明した歳入の増額や、その他多額の決算剰余金が見込まれることから、翌年度の基金取崩し予定などを考慮し、財政調整基金繰入金8,084万4千円の減です。

以上、承認第3号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

3番 深澤博幸君

13ページの臨時道路除雪事業費の内容、期間とか工期とか、これは単年度の予算なのか伺いたしたいと思います。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらについては、臨時道路除雪事業費という国庫補助金が新たに1,700万、歳入として入りましたというような予算でございます。なので、事業としては例年どおり除雪事業を行っておりまして、その財源として、新たな項目として、この金額が入ったということで、予算計上を今回したという内容でございます。

3番 深澤博幸君

ということは、毎年、予算は別、金額は別にして入ってくるって思ってもいいんですか。

産業建設課長 角山隆一君

はい、こちらは社会資本整備総合交付金という国庫補助金の中で財源として入ってくるんですけども、今回はプラスでこの項目で1,700万、国庫補助金が入ったというような内容でございます。

議長 西澤裕之君

ほかにごありますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第3号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 議案第1号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

ただいま議題となっております、議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第1号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行「上幌延地区増設配水池建設工事」。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は1億1,228万8千円。契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1、土屋建設株式会社、代表取締役、堂俊英氏で、現在仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は、幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社。

予定価格は1億1,379万5千円。落札率は98.68%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、上幌延・開進地区農業用水道を簡易水道へ移行した際には、両地区への水供給を上幌延配水池で賄うことを予定していることから、使用水量増加に伴う濁水対策等を目的に容量122.5m³の配水池を増設しようとするもので、工期は令和8年2月27日までとしております。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

工期が冬場に向かっているという今報告だったんですけども、冬の間に使われるであろう、このジェットヒーターだとか、冬の仕事には欠かせないものっていうものは、今の現在の予算の中に含まれているんですか。それは、含まれていないという計算で数字を出しているのか、お伺いします。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

積算の関係につきましては、当然、冬場に掛かる工事ということで、初めから工程を組んでいます。そういった内容で、暖房費だとか、そういったものは網羅されています。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

ただいま議題となっております、議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第2号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行「問寒別浄水場導水管布設工事」。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は8,553万6千円。契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1、土屋建設株式会社、代表取締役、堂俊英氏で、現在仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社。予定価格は8,695万5千円。落札率は98.37%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、新たに建設を予定する問寒別浄水場への水源からの導水管を布設しようとするもので、導水管の口径は75mm、布設延長は2,450m。工期は令和8年1月30日までとしております。

以上、議案第2号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

ただいま議題となっております、議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第3号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行「大札橋橋梁補修工事」。契約の方法は指名競争入札によ

る契約。契約金額は6,978万4千円。契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1、土屋建設株式会社、代表取締役、堂俊英氏で、現在仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社。予定価格は7,057万6千円。落札率は98.88%。第1回目の入札で落札しております。

工事概要につきましては、字幌延地区に設置した当該橋梁の伸縮装置及び防護柵の取替等の補修について施工しようとするもので、工期は令和8年2月10日までとしております。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

まず、1点目なんですけど、令和5年10月に幌延町で出した橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容、修繕費用、こういうものは出されていますが、令和5年10月時点で、この大札橋については3,900万ほど修繕費用が掛かるというふうに出されているんですけど、なぜこのような金額に差異が出るのかを1点目。

2点目に、これまで承認をしました土屋建設さん3件ですよ。これも含めて3件なんですけど、これ大きなプロジェクトを土屋建設さん、こういう言い方は失礼ですけども、工期内に納めるか、大丈夫かなというふうに心配はしているけど、心配御無用ですか。お願いします。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

御質問の1点目、金額についてなんですけども、3,900万ということで公表させていただいております。そのあとに令和6年に補修設計を行いまして、詳細な調査をかけております。その中で点検プラス調査した中での補修か所が増えているというところで、今回、金額的にはかなり大きい数字で変更になってますけども、そういった内容で補修か所が増えたというところになっております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

それで去年ですね、ズコーシャがやった新たな橋梁の見直しかと思うんですけども、そして、令和5年10月に出したやつ、数字はほとんど皆変わっていると。最新の見方では、そういうふうに捉えてよろしいんですか。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

点検のときと、また詳細な調査をすると、どうしてもちょっと変わってくると。

点検した後に、すぐ翌年に調査できるっていうことでもなくて、点検した後に期間が空いてしまうということもあったりするので、そこは補修工事するに当たって漏れがないようにということで、より詳細な調査をしていただいて、できる限りずっと維持管理していかなくちゃいけないので、いつまでたってもどっかで直さなくちゃいけないことは出てくるんですけども、できるだけそういうことないように、調査の中で、なるべくそこで網羅できるような形で対応していきたいと思っていますので、公表してる数字がちょっと若干違うというのは大変申し訳ないんですけども、そこもちょっと変えていくような形で進めていければなと思っています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

それでは、その後、令和5年10月で橋の健全性はレベル3でした。このレベル3が、今回の工事によってレベル何になるのか、最後にお聞きします。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

健全度としては、1にする形で考えています。

ただ、各部材ごとに診断がされて、1若しくは2とか、そういった状況もありますので、基本的には3になったものと3に近い2だとか、そういった部分を主に直す形で予算計上をさせていただいています。

国のお金が付かないという分もありますので、できるだけ国庫を頂きながら補修を進めていきたいというのが現状で、町が管理している橋梁91橋あるんですけども、かなり3判定が出てますので、3をたたいていくのがもう精いっぱいな状態なので、本当はもう全部完璧にやりたいんですけども、できるだけそういう所を狙って進めていければなと思っております。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

受注業者さんのお話ございました。

工事の発注に当たりましては、当然、工事の期間、考慮した上で入札という形になっておりますので、受注に至った業者さんについては、当然、その部分は考慮した上で入札、落札しているというふうに承知しております。

当方といたしましても、建設業界の働き方改革というものが導入されてきておりますので、この工事につきましても週休2日で対応できるような工期設定にしておりますので、その中でしっかり施工して完了していただければというふうに考えております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

4番 高橋 秀之 君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(高橋秀之議員退席)

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第4号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行「問寒橋橋梁補修工事」。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は7,964万円。契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8、株式会社高橋建設、代表取締役、高橋健氏で、現在仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は、幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社。予定価格は8,207万1千円。落札率は97.04%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、問寒別地区に設置した当該橋梁の塗装塗替え等の補修について施工しようとするもので、工期は令和8年1月20日までとしております。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほどお話ししました令和5年10月の町で出している点検時期、修繕内容によれば、問寒別橋は令和7年に4,900万、令和8年にも4,900万、2年にわたっての工事が予定されているんですけども、今回の金額は単年度分ですか。それとも単年度分ですか。工期が来年の1月1日までなので、まず、その点を確認したいと思います。

二つ目は、この問寒橋はPCBの塗料を使った橋です。このPCBの処分というか、処理についてはどのように相談されているのかお尋ねします。それが2点目です。

それから3点目は、問寒橋は大変交通量が多いし、農村部の方もこれからの時期、作業機械等が走って、かなり交通に支障が出るかと思うんですけども、交通状況は、多分片側交互通行になると思うんですけども、片側交互通行になっても農作業車、特にトラクター等、トラクターに付いて走るけん引車が十分走れるような片側交互通行になるのか。やむを得ない場合は何かいい方法を土地、農作業利用者と相談して、これから決めていくのか。その3点お伺いします、

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

まず初めに、残りの工事がどのくらいあるのかということなんですけども、今年度につきましては、四つの景観がありまして、第2景観とあって、まさに川の上の所の景観の橋の補修を予定しています。

来年度、最終年を迎えまして、8年度に最終年度となりまして、市街地側の第1径間の塗り替え、それと防護柵のケタの塗り替えを予定しています。

今年度の契約金額につきましては、第2径間分の塗装の塗り替えということになっております。

2点目のPCBの関係なんですけども、今、現在、令和元年、2年で先に補修してる部分の剥がしたPCBのドラム缶に保管してるんですけども、それと併せて、令和8年度に一括してPCBの処分を予定しております。

3点目の通行規制の関係なんですけども、工事の内容としては、令和元年とか2年のときは伸縮装置の取り替えだとか、そういった部分で道路面での作業が結構多かったんですけども、今年度と来年度、来年度はちょっとあれなんですけど、今年度はケタの塗り替えがほぼなので、通行に当たっては御迷惑をおかけすると思うんですけども、できるだけ配慮した形で、規制をかけながら作業を進めたいなと思っております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。ありがとうございます。

PCBは来年一括して処理ということですけど、それまでの保管場所はどういうふうに計画されているのかお伺いします。

それと、この問寒橋は長さが115.50mということであります。令和5年10月に町で発行した長寿命化修繕計画によると、幌延町に橋の長さが50m以上の橋については新技術の導入を目指し、経費の削減を図るというふうに、今後の取組というふうにまとめられて書いてありますが、この問寒橋115mある橋では、どのような新技術の活用をし、費用の縮減や事業の効率化を図っているのか伺いします

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

PCBの保管場所なんですけども、問寒別地区にあります旧問寒別分遣所の車庫の中に現在保管させていただいて管理をしております。

2点目の経費の関係だと思うんですけども、これにつきましては、新技術の活用っていうことは必須になっていまして、国からそういうことをしないと補助金あげませんよっていうことになっています。問寒橋については、主に伸縮装置だとか、そういった部分の施工方法だとか、そういった部分で新技術を活用しながら進めている部分があります。過去にも終わってる部分なんですけども、今後、何があるのかっていうと、塗装の塗り替えっていうところで、剥離剤をできるだけ少なくするだとか、そういった方法を検討しながらやればなとは思ってるんですけども、そこについては実施できるものできないものっていうのがあるので、そこは検討しながら、今回につきましては従来のやり方ということで施行はするようになっております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今回については従来どおりということで、塗装がメインになる工事なんですけども、冬場にかけて、また、先ほどと同じようにジェットヒーター等々なんか冬には塗装の工事に必要なものの材料費、そういうのを積算されての金額ですか。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

経費の関係なんですけども、一応、1月20日までの工期にはなっているんですけども、塗装自体の施工が冬場って、なかなか余りよろしくないところもあるので、工期自体は今年度から、先ほどもちょっと触れましたけども週休2日工事の工事内容で工事を発注しております。どうしても土日が休みとか、そういった形になって施工上できないということで工期を準備工だとか、あと最後の方の余裕を取るという形で工期が取っていますので、実際は業者さんとの協議になるんですけども、そこまでかからないうちに施工は終われるのかというふうには考えております。

議長 西澤裕之君
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

4番 高橋 秀之 君は、引き続き、除斥の対象となっております。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第5号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行「北新橋橋梁補修工事」。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は4,862万円。契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8、株式会社高橋建設、代表取締役、高橋健氏で、現在仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は、幌延町2社、豊富町2社、天塩町1社。予定価格は5,007万2千円。落札率は97.10%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、字幌延地区に設置した当該橋梁の塗装塗替及び伸縮装置取替等の補修について施工しようとするもので、工期は令和7年10月31日までとしております。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

4番 高橋 秀之 君の着席を求めます。

(高橋秀之議員着席)

日程第12 議案第6号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第6号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものです。

契約の目的は、令和7年度施行「公営住宅宮園団地2号棟改修工事」。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は7,612万円。契約の相手方は、天塩郡幌延町字問寒別38番地、株式会社森崎組、代表取締役、森崎英典氏で、現在仮契約中です。

入札に係る指名業者は5社で、所在の内訳は、幌延町3社、豊富町2社。予定価格は7,682万4千円。落札率は99,08%。第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、当該住宅の屋上防水補修及び内外壁塗装塗替え等の補修について施工しようとするもので、工期は令和8年1月20日までとしております。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和7年 第3回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

(10時49分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 5番 植村 敦

署名議員 6番 無量谷 隆

以上、記録する。

書記係長 藤田秀紀